

【平成29年度「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」 および「木造耐震改修技術講習」開催のご案内】

各1単位！

東京、大阪、福岡、静岡にて開催されます。

「診断講習」および「改修講習」の受講修了者には、それぞれ「講習終了証明書」が交付されます。現状は耐震診断が義務付けとなっている建築物の診断に限り必要な資格ですが、受講するだけなので、是非取得をお勧めいたします。

メリット

- ①この講習会が都道府県・市町村に耐震診断士として登録する場合の条件になっている自治体が多いです。
- ②この講習会を受講すれば、当協会の「耐震技術認定者」の更新もできます。
*この講習会を受講すると、更新時に耐震技術認定者講習・考査（試験）を受けなくても良い事になりました。
- ③この講習会を受講していると補助金を活用して日本建築防災協会の技術評価を受けた耐震補強部材を使うことができます。
- ④診断講習で1単位、改修講習で1単位、両方参加すると2単位です。
*会員様は是非両方ご参加ください。ただし、診断の方は建築士として登録されている方のみです。